

議案第161号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (18) 医薬品医療機器等法施行令の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

第15条中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 医薬品医療機器等法の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 1件につき29,000円

- (11) 医薬品医療機器等法の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき11,000円

第15条に次の1号を加える。

- (21) 医薬品医療機器等法施行令の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付 1件につき2,900円

第18条の見出しを「(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料)」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

平成27年 2 月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（抄）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく事務に係る手数料）

第15条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）等の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)～(9) 省 略

(10) 医薬品医療機器等法の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 1件につき29,000円

(11) 医薬品医療機器等法の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき11,000円

(10)～(15) 省 略
(12) (17)

(18) 医薬品医療機器等法施行令の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(16)～(17) 省 略
(19) (20)

(21) 医薬品医療機器等法施行令の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付 1件につき2,900円

（鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第18条 鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)～(3) 省 略